

## 人間ドックに係る運用変更のお知らせ

当組合の疾病予防事業の一つである人間ドックについて、その取り扱いを下記のとおり変更いたしますので、諸般ご賢察の上、ご理解とご協力のほどお願い申し上げます。

### 記

#### 1. 人間ドック一部負担金の取り扱い変更について

現在、人間ドックに係る一部負担金は、人間ドック受診時に健診機関窓口でお支払いいただくのではなく、受診後に当組合からお送りする請求書により、お支払いいただいております。

令和7年4月1日受診分からは、人間ドックも一般健康診査及び生活習慣病健診の取扱いと同様に、受診時に健診機関窓口でお支払いいただくよう変更いたします。

つきましては、令和7年4月1日以降に、人間ドックを受診される皆様へご周知いただきますようお願いいたします。

#### 2. 「人間ドック申込書」の廃止について

事業所ご担当者様、人間ドック受診者様の利便性向上のため、人間ドック申込書を廃止いたします。それにより、一般健康診査・生活習慣病健診・人間ドックの受診方法を統一いたします。

令和7年度に人間ドックを受診予定で、すでに申込書を当組合へご提出済みの場合は、悪しからずご了承くださいますようお願いいたします。

##### <現行>

①受診時に一部負担金のお支払いは無し。後日、当組合から送付する請求書によりお支払い。

⇒令和7年3月受診分（令和7年5月中旬に請求書を送付）が最終となります。

※オプション検査については、検査に要した費用と当組合の補助上限額との差額を受診時に、一部負担金としてお支払いいただいております。

②「人間ドック申込書」を事前に当組合へご提出。



##### <令和7年4月1日受診分以降>

①受診時に一部負担金を健診機関窓口でお支払いください。

<人間ドックの受診者一部負担金> 日帰り：22,000円（税込） ・ 一泊：44,000円（税込）

※オプション検査の一部負担金額及び取り扱いは、従来どおりです。

②「人間ドック申込書」のご提出は不要です。